

防集事業NEWS

2025
12
VOL. 2

第6回防災集団移転促進事業 地元説明会（両地区）を開催しました



当時の様子（宮原地区）

令和7年11月29日（土）、宮原公民館及び烏山南公民館を会場として、第6回防災集団移転促進事業地元説明会を開催しました。

午前に開催した宮原地区の説明会には16世帯、午後開催した下境地区の説明会には11世帯の方にご参加いただき、事業計画の概要や住民主体の進め方等について説明を行いました。

当日に寄せられた主な質問とその回答につきましては、裏面をご確認ください。

元社整審会長 福岡教授と国交省担当者が 下境地区を視察されました



下境地区視察の様子

令和7年11月28日（金）に、元国土交通省社会資本整備審議会会長である中央大学研究開発機構 福岡捷二教授と同省関係者約30名が防災集団移転促進事業の先進事例調査のため下境地区を視察されました。

現地では市職員から防集事業の進捗状況や地域の課題などを説明し、意見交換を行いました。

ひとこと防集～防集事業は任意事業～

防集事業は、災害の危険が高い地域から安全な場所に移転するための支援制度です。道路事業などの公共事業は、公共の利益のために実施され、受益者が特定の人に限定されないという特徴があるため、必要に応じて法律に基づき土地の収用などが行われる場合があります。

防集事業は、災害リスクの高い地域に住む方々の生活再建を支援するための任意事業であり、事業を成立させるためには皆様のご理解とご協力が唯一の拠り所となってきます。

なお、建物の補償や土地の買取り価格の算定方法は、道路整備事業などの公共事業と同じ基準で行われます。そのため、対象者ごとの補償や価格の算定において不公平が生じることはありません。

第6回防災集団移転促進事業地元説明会 当日の主な意見及び質問・回答



<宮原地区>

- Q1 総事業費13億円のことだが、これには国（常陸河川国道事務所）が費用負担する30戸分も含まれているのか？
- A1 いいえ、国の費用負担分は含まれていません。13億円の内訳は、移転先住宅団地の用地取得費・造成費及び、市負担分の移転元地の建物補償・用地取得費などです。
- Q2 宮原公民館が住宅団地計画区域内となっているが、公民館や消防小屋はどうなるのか。
- A2 公民館については、住宅団地整備と併せて実施する道路事業により、補償金を自治会へお支払いし、移転していただくこととなります。移転場所と消防小屋については、自治会と協議していきます。
- Q2 移転元地の跡地利用について。飛び地となると思うが、どう利用する考えか？
- A2 飛び地であるうえ、30戸分については国有地となるため、利用にあたっては国との協議が必要となります。地元の皆様や国と、管理や利用方法について協議を重ねてまいりたい考えです。

<下境地区>

- Q1 移転先住宅団地には下水道は整備されるのか？
- A1 下境地区は下水道処理区域外のため、下水道は整備しない計画です。住宅建築の際に各自で合併浄化槽を設置していただく必要があります。
- Q2 個人で浄化槽を設置するのではなく、造成の際に集団処理施設を設置することはできないのか？
- A2 集団処理施設を設置した場合、住宅団地に移転される皆様に設置費用や維持管理費を負担していただくことになるため、各自合併浄化槽を設置していただく計画としています。
- Q3 個別移転のスケジュールはどのように考えているのか？
- A3 移転対象の半数以上が住宅団地へ移転することが事業実施要件となっているため、住宅団地整備完了前に個別移転を優先して進めるのではなく、確実に事業実施できるよう皆様と移転時期を相談しながら進めていきたいと考えております。
- Q4 住宅団地の土地価格がわからないと希望面積を決定できないと思うが、坪単価などは提示されないので？
- A4 坪単価については、住宅団地造成後でないと正確な評価額が算出できないため現時点では提示できません。
- Q5 住宅団地の土地を賃貸する場合、借地人が亡くなった場合はどうなるのか？
- A5 現時点では、空き家となる場合は更地にして返還、引き続き居住する方がいる場合は住み続けられるような契約内容としたいと考えております。

当日の様子（下境地区）

